寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例
（ふるさと納税ワンストップ特例制度用）

【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の用件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

寄附した年を記入してください。

A. 提出日を記入し、太枠内の項目を全て記入してください。

平成○○年 寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 殿		整理番号	
住所	東京都○○区○○町○丁目○番	フリガナ	フルサト　タロウ
		氏名	故郷　太郎　印
		個人番号	○△□×○△□×○△□×
		性別	男
電話番号	00-0000-0000	生年月日	昭和４０年２月１日

B. 捺印してください。

C. 個人番号（マイナンバー）を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適…６項（第13項）各号のいずれかに該当す…４号に該当する場合にあっては、同号…くなります。その場合に寄附金税額控除の…記載した確定申告書又は市町村民税・道…

D. 寄附をした年月日と金額を記入してください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成○○年○月○日	１０，０００　円

2．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

E. 確定申告（または住民税申告）をしない方はチェックできます。

※ 確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

F. 寄附先の団体が1年間（1月1日～12月31日）で**5団体以内**であればチェックできます。
（寄附回数ではなく寄附先の数）

寄附した年を記入してください。

附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の…12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると…者をいいます。

（切り取らないでください。）

平成○○年 寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	東京都○○区○○町○丁目○番	受付日付印
氏名	故郷　太郎　殿	

受付団体名	○○県○○市

G. 住所・氏名を記入してください。

★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

ワンストップ特例について

【添付書類】

	番号確認用	＋	身元確認用
1	「個人番号カード」の写し1枚（裏面） ※個人番号カードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。 	＋	「個人番号カード」の写し1枚（表面） ※個人番号カードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。
2	次のうちいずれかの写しを1点 ・通知カード ・住民票（個人番号付き） ※通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。	＋	次のうちいずれかの写しを1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・写真付き身分証明書※1
3	次のうちいずれかの写しを1点 ・通知カード ・住民票（個人番号付き） ※通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。	＋	次のうちいずれかの写しを2点 ・健康保険の被保険者証 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・住民票と住民票記載事項証明書 ・母子健康手帳 ・国民年金手帳 ・写真なし身分証明書※2

※1「写真付き身分証明書」とは、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載され、かつ、本人の写真の表示が施されたものを指します。（写真入りの学生証・社員証・資格証明書など）
※2「写真なし身分証明書」とは、本人の写真の表示のない身分証明書等で、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されているものです。（写真のない学生証・社員証・資格証明書など）

なお、本人確認（番号確認＋身元確認）ができない場合、受付できないこともございますのでご注意ください。